



清友短信

発行 2024年12月4日

No 106

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

賃上げ促進税制の改正

R6.4.1～R9.3.31までの間に開始する事業年度を対象に賃上げ促進税制が改正され、新たに『中小企業の繰越控除』が新設されました。

<中小企業の繰越控除>

- 中小企業に該当する場合、要件を満たした賃上げを実施した年度に控除しきれなかった税額控除額を、翌年度以降最大5年間繰り越すことが可能になりました。
例えば『賃上げしたが赤字になった』『税額控除額が控除限度額である調整前法人税額の20%を超えた』場合に、繰り越すことが可能です。
- 繰越控除を使用する場合、使用する事業年度の給与総額が、その事業年度の前事業年度より増加している必要があります。（「〇〇%以上増」の要件はありません）
- 使用できる繰越控除は、使用する事業年度の調整前法人税額の20%までに制限され、そこでも控除しきれなかった税額控除額は引き続き繰り越すことができます。
- 繰越控除の初年度から繰越控除使用までの各事業年度の確定申告書に明細書の添付が必要です。

<改正の全体図>

引用：財務省「令和6年度税制改正」

改正後						改正前				
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%	
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	15%			25%					30%
	+5%	20%			30%					—
	+7%	25%			35%					—
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	25%			35%					30%
中小企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	←	+1.5%	15%	+10%	25%
	+2.5%	30%			45%					40%

3年間の措置
(改正前：2年間)

*プラチナくるみん or プラチナえるぼし

*プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

*くるみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間

繰越控除する年度は全雇用者
給与総額対前年度増が要件

- (※1) 控除上限：当期の法人税額の20%
- (※2) 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
- (※3) くるみん：仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定
えるぼし：女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定
- (※4) 繰越控除するためには、繰越控除額が発生した年度の申告で明細書の提出が必要。